

法令情報の適用範囲を太字青記に、ポイントとなる部分を網掛け表示します>

環境関連法規制等の動き 2024 年 12 月 (2024.11.19～2024.12.16)

法令情報

1-1. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第 3 項の表 PFOS 又はその塩の項、

PF0A 又はその塩の項又は PFHxS 若しくはその異性体又はこれらの塩の項に規定する消火器、

消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令

<総務・厚生労働・経済産業・国土交通・環境・防衛省令第 2 号> (2024. 12. 10 公布、2025. 1. 10 施行)

-2. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第 3 項の表 PFOS 又はその塩の項、

PF0A 又はその塩の項又は PFHxS 若しくはその異性体又はこれらの塩の項に規定する製品で

PFOS 又はその塩、PF0A 又はその塩又は PFHxS 若しくはその異性体又はこれらの塩が

使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第一種特定化学物質による

環境汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項の一部を改正する件

<厚生労働・経済産業・環境省告示第 8 号> (同上)

24. 7. 10 に公布された改正化審法施行令において PF0A の分枝異性体又はその塩 及び PF0A 関連物質が第一種特定化学物質に指定されるとともに、当該物質が使用されている消火器等が技術上の基準適合義務に従って取り扱う製品に追加されました。今回、題記省令／告示に同物質の内容が追加されました。

当該物質を使用している消火器等を業として取り扱う事業者に適用されます。

<参考>電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1040?CLASSNAME=PCM1040&id=195240054&Mode=1>

<参考>電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1040?CLASSNAME=PCM1040&id=195240055&Mode=1>

2. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令

<環境省令第 32 号> (2024. 12. 16 公布、2025. 3. 16 施行)

9 月号の意見募集 1 が公布されました。水銀汚染防止法に基づき新たに追加される水銀使用製品のうち、真空ポンプ(水銀が目視できるもの)を水銀使用製品産業廃棄物に指定、水銀を使用する真空ポンプ、ホイール・バランス、推進薬に処分前の水銀の回収義務が追加されました。

当該製品を使用する製品を廃棄する事業者に適用されます。

<参考>電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1040?CLASSNAME=PCM1040&id=195240047&Mode=1>

<参考>環境省ホームページ <https://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/index.html>

法令検索 <https://elaws.e-gov.go.jp/>

一般情報

1. 2023 年度エネルギー需給実績を取りまとめました (速報) (2024. 11. 22 経産省)

2023 年度の最終エネルギー消費は、前年度比 3. 0%減。うち都市ガスが 4. 1%減、電力が 2. 5%減等であった。部門別にみると企業・事業所他部門は製造業の生産活動停滞などにより減少、家庭部門もテレワーク実施率の低下の影響などで減少しました。エネルギー起源二酸化炭素 (CO2) 排出動向は、前年度比 4. 8%減、2013 年度比 25. 9%減となる 9. 2 億トンとなり、1990 年度以降の最小を更新しました。

<参考>経産省ホームページ <https://www.meti.go.jp/press/2024/11/20241122001/20241122001.html>

2. 産業廃棄物の不法投棄等の状況（2023 年度）について（2024. 12. 6 環境省）

2023 年度に新たに判明した不法投棄事案の件数は、100 件（前年度比▲34）、投棄量は 4.2 万 t（同▲0.7 万）と、ピークの 1998 年度（1200 件、42.4 万 t）から大幅に減少しています。一方、2023 年度末における不法投棄等の残存事案件数は、2.8 千件（同+21）、残存量は 1.1 千万 t（同▲2.3 万）と横ばいでした。

〈参考〉環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_04046.html

3. 「2024 年度浄化槽法施行状況点検検討会報告書」の取りまとめについて（2024. 11. 25 環境省）

2019 年の浄化槽法改正では、全国の浄化槽の約 47%を占める単独処理浄化槽、特に特定既存単独処理浄化槽※から合併処理浄化槽への転換の推進等を目的として、除去等の必要な措置の実施や浄化槽台帳の整備等の制度が創設されましたが十分活用されていません。環境省は、上記制度の活用促進を図り、浄化槽の維持管理向上を推進するための検討会を 2023 年に設置し、今般、議論・検討の結果を報告書として取りまとめました。※生活環境の保全等に重大な支障が生じるおそれのある浄化槽と自治体が判定したもの

〈参考〉環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_04054.html

4. 「化学物質管理強調月間」（2 月）を初めて実施します（2024. 11. 29 厚労省）

厚労省は 2025 年 2 月を「化学物質管理強調月間」とします。職場において製造または取り扱われる化学物質は、数万程度存在すると言われ、そのうち、危険性・有害性を有する化学物質は 2,900 程度あることがわかっています。この協調月間は、職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を広く一般に図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることを目的としたもので今後毎年 2 月に実施します。

〈参考〉厚労省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_46325.html

意見募集情報

1. 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令案に

対する意見募集について（2024. 12. 6 環境省）

2024. 6. 19 に公布された改正法の施行（25. 4. 1）に向けた改正です。日本企業の海外進出や日本の削減目標達成にも貢献する二国間クレジット制度（JCM）実施体制を強化するため、所要の規定の整備や温室効果ガス算定排出量の報告制度の算定方法の見直しを実施します。環境省は、2025. 1. 5 まで意見募集を行っています。

〈参考〉電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=195240086&Mode=0>

〈参考〉環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_03974.html

2. 「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第 5 条第 1 項に規定する埋立場所等に排出

しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令等の一部を改正する省令（案）」

に関する意見の募集（パブリックコメント）について（2024. 12. 13 環境省）

同法では、海域における船舶からの廃棄物の排出を原則として禁止していますが、一部の廃棄物の排出については例外的に認めています。例外のうち、浚渫（しゅんせつ）活動等に伴って生ずる水底土砂等の排出方法については、含有する有害物質の種類・溶出量等に応じた埋立場所等に排出する水底土砂等の排出方法に関する基準及び海域において排出することができる水底土砂の基準を規定しています。今般、水濁法に基づくカドミウム、トリクロロエチレン及び六価クロムの排水基準が改正されたことを受け、題記省令についても基準値を改正します。環境省は、2025. 1. 12 まで意見募集を行っています。

〈参考〉電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=195240090&Mode=0>

以 上